

〔参照条文〕

○独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第 3 2 条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第 3 項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

○独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年 12 月 6 日法律第 132 号）

（主務大臣等）

第 1 6 条 協会に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計（次号に規定するものを除く。）その他の管理業務に関する事項については、内閣総理大臣

二 貸付業務に係る財務及び会計に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣

三 一般業務に関する事項については、内閣総理大臣

四 貸付業務に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣

2 協会に係る通則法 における主務省は、内閣府とする。

3 協会に係る通則法 における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第17条 貸付業務に係る通則法第28条第3項、第29条第3項、第30条第3項、第35条第2項、第38条第3項、第45条第4項、第46条の2第5項、第46条の3第6項及び第48条第2項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 通則法第32条第1項又は第34条第1項の規定による評価を行おうとするとき。
- 二 通則法第32条第3項後段（通則法第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

○独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成15年9月30日内閣府・農林水産省令第12号）

(各事業年度に係る業務実績に関する報告書の提出)

第5条 協会は、通則法第32条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に内閣府（貸付業務等に関する事項については、内閣府及び農林水産省）の評価委員会に提出しなければならない。